

第3節

軍備管理・軍縮・不拡散への取組

近年、新たな脅威の1つとして大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルとこれらの関連機材・物資がテロリストや懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。このため、これらを規制し、その輸出を厳格に管理するといった不拡散への取り組みが、今日の国際社会の平和と安定にとって差し迫った課題となっている。

他方、人道上の観点から、特定の通常兵器の規制を求める国際世論などが高まりを見せており、こうした人道上の要請と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、特定の通常兵器の規制問題に対応していくことが各国にとって重要な課題となっている。

これら課題に対する取り組みとして、世界各国の協力

の下、軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる体制が整備されている。

(図表5-3-1参照)

以上を踏まえ、わが国としては、核兵器のない世界を目指した現実的・^{ぜんしん}漸進的な核軍縮・不拡散への取り組み、また、その他の大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルなどに関する軍縮・不拡散、さらに特定の通常兵器の規制問題に関する国際的な取り組みに積極的な役割を果たしていくこととしている。

本節では、国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる体制や、それらに協力するために防衛庁・自衛隊が行っている取組について説明する。

図表5-3-1 通常兵器、大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資等の軍備管理・軍縮・不拡散体制

区分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	核兵器不拡散条約(NPT) 包括的核実験禁止条約(CTBT)	化学兵器禁止条約(CWC)	生物兵器禁止条約(BWC)	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)	特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW) 対人地雷禁止条約(オタワ条約) 小型武器の非合法取引規制 国連軍備登録制度
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ(NSG)	オーストラリア・グループ(AG)		ミサイル技術管理レジーム(MTCR)	ワッセナー・アレンジメント(WA)
大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想(PSI) 国連安保理決議1540				

1 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など

1 核兵器

(1) 核兵器不拡散条約および包括的核実験禁止条約

核兵器の不拡散防止に関しては、核兵器の不拡散に関する条約（NPT）¹と国際原子力機関（IAEA）²の保障措置をTreaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons International Atomic Energy Agency中核とする不拡散体制が存在する。

95（平成7）年、NPT運用検討・延長会議において、NPTの無期限延長が決定されるとともに、包括的核実験禁止条約（CTBT）³が発効するまで核兵器国は核実験実施を最大限自制することなどが合意されたが、昨年5月、NPT運用検討会議では、最終的にこれら実質的事項について合意文書を作成することができなかった。

わが国は、CTBTの早期発効に向けて努力を続けているが、批准が発効要件となっている特定諸国のうち10か国⁴が批准していないことから、条約発効の見通しは立っていない。

(2) 原子力供給国グループ

原子力供給国グループ（NSG）⁵は、核兵器開発に使用される資機材・技術の輸出管理を通じて、核兵器の不拡散を防止することを目的とし、74（昭和49）年のインドの核実験を契機に設立され、本年5月現在、わが国を含む45か国で構成される輸出管理レジームである。

わが国は、核兵器のない世界を目指した核不拡散の取り組みに積極的な役割を果たすとの観点から、原子力専用品と原子力汎用品およびその関連技術の輸出管理を重視しており、NSGにおける議論に積極的に参画している。

2 化学兵器・生物兵器

(1) 化学兵器禁止条約

「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」（化学兵器禁止条約（CWC）⁶）は、Chemical Weapons Convention92（平成4）年に採択され、97（同9）年にわが国を含む原締約国87か国により発効し、本年3月現在、178か国が締約国となっている。CWCは化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲、使用を禁止し、その廃棄を義務付けることにより化学兵器の廃絶を目指すものであり、その実効性を確保するために、厳格な検証制度を定めている。

防衛庁・自衛隊は、80（昭和55）年以降、この条約の交渉の場に、陸自から化学防護の専門家を随時派遣し、日本代表団の一員として条約案の作成に協力してきた。また、条約の発効に伴い、条約の定める検証措置などを行うため、オランダのハーグに設立された化学兵器禁止機関（OPCW）に、97（平成9）年以降、化学防護の専門家である陸上自衛官を派遣している。

参照 > 資料54（P390）

なお、陸自化学学校（埼玉県さいたま市）では、条約の規制対象である化学物質を防護研究のために少量合成していることから、条約の規定に従い、同年以降5回の査察を受入れている。

また、中国遺棄化学兵器廃棄処理事業については、CWCに基づいて、政府全体として取り組んでいる。これまでの調査の結果、中国に遺棄されている旧日本軍の化学兵器は約30～40万発にのぼると推定される。

防衛庁・自衛隊は、遺棄化学兵器処理を担当する内閣府に陸上自衛官を含む職員3名を出向させているほか、中国国内で行われる遺棄化学兵器の発掘・回収事業に化

1) < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/index.html> >

2) < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/iaea/index.html> >

3) 地下核実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発及び他の核爆発」を禁止する条約 < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/ctbt/index.html> >

4) 米国、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、エジプト、コロンビア、中国、北朝鮮、パキスタンの10か国が未批准

5) < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/nsg/index.html> >

6) < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/cwc/index.html> >

学と弾薬の専門家である陸上自衛官を派遣するなど、この事業の円滑な遂行のために不可欠な協力を行っている。

99（同11）年から開始されたわが国による本格的な処理事業において、これまでに5回の処理事業に自衛官を現地に派遣し、砲弾の鑑定、応急安全化処置などを行っている。最近では、昨年10月、中国吉林省敦化市蓮花泡での発掘回収事業に自衛官8名を現地に派遣した。

（2）生物兵器禁止条約

「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」（生物兵器禁止条約（BWC⁷⁾）は、75（昭和50）年より発効し、本年3月現在、155か国が締約国となっている。

BWCでは、その強化のため、02（平成14）年11月に、今後の作業計画が全会一致で合意された。この作業計画に従い、条約の強化に関する5分野⁸⁾について議論された。

防衛庁・自衛隊は、BWC検証措置導入に関する多国間交渉などの関連会合に、薬学・医学の専門家である自衛官を派遣するなど、BWC強化のための取り組みに対して協力を行っている。

（3）オーストラリア・グループ

オーストラリア・グループ（AG⁹⁾は、生物・化学兵器の原材料、製造設備、関連技術の輸出規制を通じて、生物・化学兵器の拡散防止を行っている。AGには本年3月現在、わが国を含む39か国が参加しており、防衛庁は、94（同6）年から毎年AGの会合に職員を参加させている。

3 運搬手段（ミサイル）

（1）弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範

弾道ミサイルの不拡散のための規範として、02（平成14）年11月、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC¹⁰⁾が、オランダ・ハーグにおいてHague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation採択された。原参加国は93か国であったが、本年4月現在、わが国を含む124か国が参加している。

（2）ミサイル技術管理レジーム

ミサイル技術管理レジーム（MTCR¹¹⁾は、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイルおよびその開発に寄与する関連機材・技術の輸出を規制¹²⁾することを目的としており、本年3月現在、わが国を含む34か国が参加している。

防衛庁は、92（同4）年から毎年MTCRの会合に職員を派遣し、このレジームの規制や取り決めが実効性のあるものとなるように協力している。

4 国連監視検証査察委員会

99（平成11）年12月に採択された国連安保理決議第1284号に基づき、国連監視検証査察委員会（UNMOVIC¹³⁾が設置され、02（同14）年11月から03（同15）年3月まで、イラクにおいて大量破壊兵器とその運搬手段に関する査察などを行った。

防衛庁・自衛隊は、01（同13）年2月以降、UNMOVIC本部職員としてミサイルの専門家である海上自衛官1名に引き続き、航空自衛官1名を昨年3月まで派遣し協力を行った。

7) < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/bwc/index.html> >

8) 条約の禁止事項を実施するための国内措置（刑罰法規の策定含む。） 病原菌・毒素の安全管理・監視体制を確立するための国内措置、生物兵器の使用の疑惑および疑義のある疾病の発生に対処し、調査・被害の緩和を行うための国際的対応能力の強化、感染症の監視・探知・診断に対処するための国内・国際的努力の強化、科学者のための行動規範

9) < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/ag/index.html> >

10) 参加国を法的に拘束しない政治的合意 < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtr/index.html> >

11) < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtr/mtr.html> >

12) 搭載能力500kg以上、射程300km以上のミサイルや関連する機材・技術は、特段の慎重な考慮が行われている。これに該当しなくても、大量破壊兵器の運搬に使用される懸念がある場合には、輸出が制限される。

13) < http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/unmovic_gai.html >

2 特定の通常兵器の軍備管理関連条約など

1 特定通常兵器使用禁止・制限条約

通常兵器の使用などに関しては、地雷やブービートラップ¹などの使用を禁止又は制限する特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW²）がある。本条約は、80（昭和55）年に採択され、83（同58）年に発効した。

Weapons which may be deemed to be excessively injurious or to have indiscriminate effects
近年、紛争終了後の爆発性戦争残存物（ERW）や一部の対戦車地雷（MOTAPM）Mines Other Than Anti-Personal Minesがもたらしうる人道上の危険性を減少させるための交渉や検討などが行われてきた。

03（平成15）年11月の締約国会議においては、紛争後のERW³の危険を減少させるための一般的性格の復旧措置に関し、議定書が採択された。

また、MOTAPM問題については、わが国は、米国、デンマークなどと共同で、MOTAPMの規制に関する新たな議定書作成の提案を行っている。

防衛庁は、議定書の追加・改正の交渉の場、締約国会議、政府専門家会合などに、随時職員を派遣している。

2 対人地雷禁止条約

対人地雷による人道上の問題を解決することを目指し、97（平成9）年、対人地雷禁止条約（オタワ条約⁴）が採択され、99（同11）年に発効した。

防衛庁・自衛隊は、この条約に基づき、00（同12）年1月から対人地雷の廃棄を開始し、03（同15）年2月、条約で認められた地雷の探知、除去などの技術開発と訓練のための必要最小限の例外的な保有分を除き、全ての対人地雷を廃棄した。

他方、わが国の安全保障を確保するため、条約上の対人地雷に該当せず、一般市民に危害を与えるおそれのない代替手段として、対人障害システムの整備を進めており、当面は指向性散弾⁵などと併せて対応することとしている。

本年4月現在、この条約は151か国が締結しているが、アジア太平洋地域などでは44か国のうち23か国しか締結していない。このため、防衛庁としても条約未締結のアジア太平洋諸国などに対し、条約の締結を働きかけている。

さらに、防衛庁は、例外保有などに関する年次報告を国連に対して行うとともに、関連国際会議などに適宜職員を派遣するなど、国際社会の対人地雷問題への取り組みに積極的に協力している⁶。

3 ワッセナー・アレンジメント

冷戦終結に伴い、94（平成6）年に解消された対共産圏輸出規制委員会（COCOM⁷）に代わる新しい輸出管理体制について、93（同5）年から交渉が行われ、96（同8）年、「通常兵器および関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント」Wassenaar Arrangement（WA⁸）が正式に発足した。このアレンジメントは、通常兵器と機微な関連汎用品の技術の移転に関する透明性を増大させ、より責任ある管理を実現することにより、地域と国際社会の安全と安定に寄与し、テロリストによる通常兵器と機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的としている。参加国は、日本、米国、ロシア、欧州諸国な

1) 外見上は無害であるが、近寄ったり触れたりすると突然機能する、殺傷を目的とする装置

2) 01（平成13）年12月、条約の適用範囲を国際紛争に加えて内乱などにも拡大するため、条約を改正することが合意された。
< <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/ccw/ccw.html> >

3) 地雷など、CCW改正議定書の対象となっているものを除く。

4) < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/index.html> >

5) 敵歩兵の接近を妨害する対歩兵戦闘用爆薬。民間人が無差別に被害を受けないよう隊員が目標を視認して作動させるものであり、人の存在、接近又は接触により爆発するように設計されたものではない。

6) 防衛庁は、カンボジアにおける対人地雷除去活動への支援のため、99（同11）年から退職自衛官を国際協力機構（JICA）に推薦しており、この退職自衛官はJICAの長期派遣専門家の枠組みで、カンボジア地雷対策センター（CMAC）の整備・輸送アドバイザーとして派遣されている。

7) 旧共産圏に対する戦略物資及び技術の輸出規制を目的とした輸出規制委員会、49（昭和24）年設立、94（平成6）年解消

8) < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/wa/index.html> >

どを含め、本年3月末現在で40か国である。

防衛庁は、武器移転の透明性の拡大や輸出管理強化を目指したWA制度の見直し・検討に際し、専門的な助言を行うなどの協力を行っている。

4 小型武器の非合法取引規制

近年発生している紛争において、主に使用されている小型武器は、紛争を激化・長期化させ、一般市民を含む被害者を出している。また、紛争終了後も当該地域に非合法に流通することによって、治安を不安定にし、復興開発を妨げる要因となっている。こうしたことを踏まえ、現在国連を中心に小型武器の非合法取引の規制や過剰蓄積の削減の方途につき検討が行われており、わが国はその主導国の1つとなっている。

3 大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組

1 拡散に対する安全保障構想（PSI）

（1）成立の背景

ブッシュ政権は、北朝鮮、イランをはじめとする拡散懸念国などが大量破壊兵器・ミサイル開発を行っているとして強く懸念し、02（平成14）年12月に「大量破壊兵器と闘う国家戦略」を発表し、拡散対抗、不拡散、大量破壊兵器使用の結果への対処からなる包括的なアプローチを提唱した。

この一環として、03（同15）年5月、ブッシュ米大統領は訪問先のポーランドで、拡散に対する安全保障構想（PSI¹）を発表し、これらの取り組みは、本年5月現在70 Proliferation Security Initiative か国にも及び国際的な支持を受けるに至った。

5 国連軍備登録制度

国連軍備登録制度は、軍備の透明性の向上をねらいとして、わが国がEC諸国（当時）などとともに提案し、91（平成3）年^{European Community}に発足した。各国は、7種類の装備品⁹について、その年間輸出入数量、輸出入先などを国連に登録することとなっている。

防衛庁は、毎年、装備品の年間輸入数量を登録するとともに、保有数や国内調達に関する情報も自主的に提供して、より一層の透明性の確保に努めている。また、この制度の改善・強化のために行われている見直しのための専門家会合などに、適宜、防衛庁の職員を参加させている。

（2）これまでのPSIの実績とわが国の取組

参加国は、これまでにPSIの目的や阻止のための原則を述べた「阻止原則宣言」²に同意し、PSI活動の能力向上を目的とした陸・海・空における阻止訓練を行っており、本年5月までに、図表5-3-2のとおり、計22回の合同阻止訓練が行われた。

このような合同阻止訓練の実施に加え、参加国による総会やオペレーション専門家会合が開催され、各種検討が進められている。この結果、例えば、BBCチャイナ号事件³など、実際のオペレーション面での成功例も出てきている。

PSIの目的が、わが国の安全保障政策に沿ったものと

9) 7種類の装備品： 戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルとミサイル発射装置。また、03（平成15）年行われた制度見直しによりMANPADSが「ミサイルとミサイル発射装置」のサブカテゴリー（小項目）として追加登録された。

3-1) PSIは、大量破壊兵器などの関連物資の拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同してとりうる措置を検討し、また、同時に各国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想

2) 「阻止原則宣言」は、PSI参加国が、大量破壊兵器などの拡散懸念国家又は非国家主体への、及び拡散懸念国家又は非国家主体からの流れを断ち切るための努力を共同で行うとともに、拡散を懸念する全ての関心国がPSIを支持し、可能かつ実施する意思のある措置を取るべく、現在のPSI参加国とともに取り組んでいくことに言及している。また、同宣言は、各国が国際法及び国内法の許容範囲内において、大量破壊兵器などの貨物を拡散阻止するための具体的な行動をとることとしている。

3) 03（平成15）年9月、アンティグア・バーブーダ（カリブ海の島国）船籍のBBCチャイナ号が、原子力関係品目物資をリビアに向けて輸送しているとの情報をドイツ外務省が入手、ドイツ政府は、情報専門家をイタリアに派遣、イタリア及び米海軍の協力により臨検を行い、コンテナ番号の偽造を発見、同船をイタリア・タラントへ回航して原子力関連物資（遠心分離器使用可能アルミチューブ）を押収した。この事件によって、リビアの核開発、カーン・ネットワークの露見に結びつき、PSIの有効性を示した。

して、わが国は、03（同15）年5月のPSI発足当初から一定の期間、コアメンバーの一員として重要な役割を果たしてきた。

また、現在20か国⁴で構成されているオペレーション専門家会合メンバーの一員として、積極的にこのPSIの取組みに参加しているところである。

（3）これまでの防衛庁・自衛隊としての取組

防衛庁・自衛隊としては、こうしたわが国の取組みの中で、自衛隊が有する能力を最大限に活用しつつ、関係機関・関係国と連携し、積極的にPSIに関与していくことが必要であると考えている。

現在までの具体的な対応としては、第3回のパリ総会

図表5-3-2 合同阻止訓練の実績

実施時期	訓練	実施場所	防衛庁・自衛隊の対応	
03（平成15）年	9月	オーストラリア主催海上阻止訓練	珊瑚海	オブザーバー派遣
	10月	英国主催航空阻止指揮所演習	ロンドン	オブザーバー派遣
	10月	スペイン主催海上阻止訓練	地中海	オブザーバー派遣
	11月	フランス主催海上阻止訓練	地中海	オブザーバー派遣
04（平成16）年	1月	米国主催海上阻止訓練	アラビア海	オブザーバー派遣
	2月	イタリア主催航空阻止訓練	シチリア島	オブザーバー派遣
	3月	ドイツ主催税関訓練	ドイツ	-
	4月	イタリア主催海上阻止訓練	イオニア海	オブザーバー派遣
	4月	ポーランド主催陸上阻止訓練	ポーランド	オブザーバー派遣
	6月	フランス主催航空阻止指揮所演習	フランス	オブザーバー派遣
	9月	米国主催海上阻止机上訓練	米海軍大学	参加（職員3名）
	10月	日本主催海上阻止訓練	相模湾沖合 横須賀港内	参加（艦艇・航空機）
	11月	米国主催海上阻止訓練	カリブ海	オブザーバー派遣
05（平成17）年	4月	ポルトガル主催海上阻止訓練	大西洋	オブザーバー派遣
	5月	ポーランド・チェコ共催陸上阻止訓練	チェコ	-
	6月	スペイン主催航空阻止訓練	地中海・スペイン	オブザーバー派遣
	8月	シンガポール主催海上阻止訓練	南シナ海	参加（艦艇・航空機）
	10月	ノルウェー主催航空阻止訓練	ノルウェー	参加（職員5名）
	11月	英国主催海上阻止机上訓練	各国在所	参加（職員）
06（平成18）年	4月	オランダ主催阻止訓練	ロッテルダム	オブザーバー派遣
	4月	オーストラリア主催航空阻止訓練	ダーウィン	参加（机上訓練へ職員8名）（注）
	5月	トルコ主催阻止訓練	各国在所	参加（職員）

（注）：シナリオに基づく阻止訓練へはオブザーバー参加

⁴）米国、日本、英国、イタリア、フランス、オランダ、ドイツ、スペイン、ポルトガル、オーストラリア、ポーランド、シンガポール、ノルウェー、カナダ、ロシア、トルコ、ギリシャ、デンマーク、ニュージーランド、アルゼンチン



シンガポール主催のPSI海上阻止訓練において立入検査に向かう部隊

から各種会合に海上・航空自衛官を含む防衛庁職員を派遣するとともに、オブザーバーを派遣し、関連する情報の収集を行ってきた。

これらを通じて、例えば、PSI阻止活動の際に、艦艇や航空機による警戒監視活動などの情報収集活動によって得た関連情報を関係機関や関係国へ提供し、さらに、海上阻止活動では、海上警備行動が発令された場合には、海上保安庁と連携の上、海自が容疑船に対して乗船・立入検査を行うといった役割を担いようと考えている。

この点を踏まえて、04（同16）年10月には、外務省および海上保安庁とともに、わが国主催の海上阻止訓練⁵を行い、その一環として、乗船・立入検査に関する展示訓練を行った。また、昨年8月、ASEANでは初めてとなるシンガポール主催のPSI海上阻止訓練に、海自護衛艦1隻、哨戒機2機を派遣するなど、積極的にPSI訓練に参加している。

また、本年4月には、豪州主催のPSI航空阻止訓練がオーストラリアのダーウィンで行われ、外務省、警察庁、警視庁、財務省とともに、防衛庁から8名の要員が参加した。

さらには、PSIを含む包括的な不拡散体制の強化のための積極的な働きかけ（アウトリーチ活動）の一環として、アジア諸国の国防当局に対し、これまでの訓練によ

って得た情報や知見の提供を積極的に行うなど、防衛交流の機会などを利用し、PSIに対する理解を求めてきた。

（4）今後の取組

防衛大綱では、わが国の平和と安全をより確固たるものとするため、国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むこととされている。

PSIは、まさに、こうした国際平和協力活動にあたるものである。PSIを、広く防衛、外交、法執行、輸出管理などを包含した安全保障の問題として捉えて、わが国の総力を結集し、平素から主体的・積極的に取り組むことにより、大量破壊兵器の拡散防止に万全を期す必要がある。

このため、今後も自衛隊の能力を最大限に活用し、積極的にPSIに関与していくこととし、これに伴う政府内の体制などについても、関係機関などと密接に連携を図りつつ検討を行う。

また、中期防において、PSIを含む国際平和協力活動に関する共同訓練に取り組むとされていることも踏まえ、自衛隊の対処能力の向上などの観点から、今後も、各種阻止訓練への参加やその主催について検討を行うこととしている。

⁵ わが国主催で、参加国関係機関の練度向上や相互の連携強化、およびPSI非参加国のPSIに対する理解の促進を主目的として、相模湾沖および横須賀港内で行われたPSI海上阻止訓練である。本訓練には、オーストラリア、フランス、米国の艦艇などが参加、自衛隊から艦艇、航空機などが参加し、海上保安庁から巡視船、航空機が参加した。また、18か国がオブザーバーを派遣した。

2 大量破壊兵器の不拡散に関する安保理決議1540

04（平成16）年4月、国連安保理は、NBC（核・化学・生物）兵器とそれらの運搬手段の拡散が国際社会の平和と安全に対する脅威であり、これに対する適切かつ有効な行動をとるとして、国連憲章第7章の下、大量破壊兵器およびその運搬手段の開発などを企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も控えるべきこと、特にテロリストによる大量破壊兵器およびその運搬手段の製造などを禁止する適切で効果的な法律を採択し、執

行すべきこと、大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散を防止するため、国境管理や輸出管理措置を確立することなどを内容とした決議を全会一致で採択した。

わが国としては、大量破壊兵器などの拡散が、わが国を含む国際社会の平和と安定に及ぼす危険性を踏まえ、これら大量破壊兵器などがテロリストなどの非国家主体に拡散することを防ぐことが緊急の課題であるとの認識に基づき、この決議の採択を支持するとともに、全ての国連加盟国がこの決議を遵守することを期待している。

